

# 学校法人寄附行為作成例 新旧対照表 (10/10 最終版)

## (令和元年9月17日大学設置・学校法人審議会(学校法人分科会)決定)

※下線部は改正箇所 2019/12/9:改正後16条1項7号に“に”を追加、2020/01/15:改正前43条1号「寄附行為」に下線追加

改正後	改正前	改正理由
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>(名称)</p> <p><b>第1条</b> この法人は、学校法人〇〇学園と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p><b>第2条</b> この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 目的及び事業</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第3条</b> この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p><b>第4条</b> この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 〇〇大学            大学院    〇〇研究科                          〇〇学部    〇〇学科                          〇〇学部    〇〇学科</p> <p>(2) 〇〇短期大学    〇〇〇学科</p> <p>(3) 〇〇高等専門学校 〇〇学科 〇〇学科</p> <p>(4) 〇〇高等学校    全日制課程    〇〇科                          定時制課程    〇〇科                          通信制課程(広域) 〇〇科</p> <p>(5) 〇〇中学校</p> <p>(6) 〇〇小学校</p> <p>(7) 〇〇幼稚園</p> <p>(8) 〇〇専修学校    〇〇高等課程    〇〇専門課程</p> <p>(9) 〇〇各種学校</p> <p style="text-align: center;">(収益事業)</p> <p><b>第5条</b> この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。</p> <p>(1) 書籍・文房具小売業</p> <p>(2) 各種食料品小売業</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 役員及び理事会</b></p> <p>(役員)</p> <p><b>第6条</b> この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事    〇〇人</p> <p>(2) 監事    〇人</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。</p> <p>3 理事(理事長を除く。)のうち〇人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。</p>		

改正後	改正前	改正理由
<p>(理事の選任)</p> <p><b>第7条</b> 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 学長（校長）</p> <p>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人</p> <p>(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人</p> <p>2 前項第1号及び第2号の理事は、学長（校長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>(監事の選任)</p> <p><b>第8条</b> 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、<u>評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者</u>であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p>2 <u>前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。</u></p> <p>(役員の任期)</p> <p><b>第9条</b> 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、○年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（<u>理事長〔又は常務理事〕</u>にあっては、その職務を含む。）を行う。</p> <p>(役員の補充)</p> <p><b>第10条</b> 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>(役員の解任及び退任)</p> <p><b>第11条</b> 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。</p> <p>(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき</p> <p>(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき</p> <p>(3) 職務上の義務に著しく違反したとき</p> <p>(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</p> <p>2 役員は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>(3) <u>死亡</u></p> <p>(4) <u>私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき</u></p>	<p>(監事の選任)</p> <p><b>第8条</b> 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）<u>又は評議員以外の者</u>であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>(役員の任期)</p> <p><b>第9条</b> 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、○年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。</p> <p>(役員の解任及び退任)</p> <p><b>第11条</b> 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。</p> <p>(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき</p> <p>(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき</p> <p>(3) 職務上の義務に著しく違反したとき</p> <p>(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</p> <p>2 役員は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき</u></p>	<p>※ 第1項については、学校法人の業務の状況等を監査する監事が、役員の親族であることは望ましくないことを踏まえた改正。</p> <p>※ 第2項については、第1項で定める理事、職員、評議員若しくは役員の配偶者又は三親等以内の親族には該当しないものの、理事長と監事が他の法人で上下関係にあるような場合や、監事が学校法人と顧問契約を結んでいるような場合など、牽制機能が十分に発揮されない状況とならないよう、選任に係る規定を追加。</p> <p>※ 第1項は、補欠の役員の任期を前任者の残任期間とせず、通常の役員の任期とした方が利便的である例があることを踏まえた、文言の適正化。</p> <p>※ 第3項は、理事長又は業務執行権や代表権を有する理事の任期満了後、後任の役員が選任されるまで、理事としての職務を行うのか、理事長や常務理事として、業務執行権や代表権まで行使できるのか不明確であったことを踏まえた、文言の適正化。</p> <p>※ 第3号は役員の死亡時に役員から退任することを明確化する観点での改正。</p> <p>※ 第4号は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、私立学校法第38条第8項が改正されたことを踏まえた改正。</p>

改正後	改正前	改正理由
<p>(理事長の職務)</p> <p><b>第12条</b> 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>(常務理事の職務)</p> <p><b>第13条</b> 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。</p> <p>(理事の代表権の制限)</p> <p><b>第14条</b> 理事長〔及び常務理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>(理事長職務の代理等)</p> <p><b>第15条</b> 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。</p> <p>(監事の職務)</p> <p><b>第16条</b> 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) <u>この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。</u></p> <p>(4) <u>この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</u></p> <p>(5) <u>第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</u></p> <p>(6) <u>前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。</u></p> <p>(7) <u>この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</u></p> <p>2. <u>前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。</u></p> <p>3. <u>監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</u></p> <p>(理事会)</p> <p><b>第17条</b> この法人に理事をもって組織する理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務</p>	<p>(監事の職務)</p> <p><b>第16条</b> 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>(4) <u>第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣(都道府県知事)に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</u></p> <p>(6) <u>この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(理事会)</p> <p><b>第17条</b> この法人に理事をもって組織する理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務</p>	<p>※ 私立学校法第37条第3項の改正、第4項の新設に伴う改正。</p>

改正後	改正前	改正理由
<p>の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。</p> <p>8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。</p> <p><u>9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。</u></p> <p><u>10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</u></p> <p><u>11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</u></p> <p><u>12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(業務の決定の委任)</p> <p><b>第18条</b> 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。</p> <p>(議事録)</p> <p><b>第19条</b> 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、<u>議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p>3 <u>利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。</u></p>	<p>の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。</p> <p>8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。<u>この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。</u> (新設)</p> <p>9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、<u>第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</u></p> <p>10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>12 理事会の<u>決議</u>について、<u>直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><b>第19条</b> 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、出席した理事<u>全員</u>が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。 (新設)</p>	<p>※ 第9項は、第16条において、監事の理事会招集権について規定したことを踏まえた改正。</p> <p>※ 第13項は、新設された私立学校法第36条第7項の文言と並びを取った改正</p> <p>※ 第2項については、議事録への署名押印について、出席した理事全員の署名押印をすることは、学校法人の規模によっては過大な負担となることを踏まえた改正。</p> <p>※ 第3項については、私立学校法第44の2第3項において、私立学校法第40条の5において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号又は第3号の取引に関し、理事会の承認の決議に賛成した理事は、</p>

改正後	改正前	改正理由
<p style="text-align: center;"><b>第4章 評議員会及び評議員</b></p> <p>(評議員会)</p> <p><b>第20条</b> この法人に、評議員会を置く。</p> <p>2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。</p> <p>3 評議員会は、理事長が招集する。</p> <p>4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。</p> <p>6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。</p> <p>8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、<u>第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</u></p> <p>9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>10 評議員会の議事は、<u>法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか</u>、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>11 議長は、評議員として議決に加わることができない。</p> <p>12 <u>評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><b>第21条</b> 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「<u>評議員のうちから互選された評議員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(諮問事項)</p> <p><b>第22条</b> 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) <u>予算及び事業計画</u></p> <p>(2) <u>事業に関する中期的な計画</u></p> <p>(3) <u>借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</u></p> <p>(削る)</p> <p>(4) <u>役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準</u></p> <p>(5) <u>予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</u></p> <p>(6) <u>寄附行為の変更</u></p>	<p>(評議員会)</p> <p><b>第20条</b> この法人に、評議員会を置く。</p> <p>2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。</p> <p>3 評議員会は、理事長が招集する。</p> <p>4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。</p> <p>6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。</p> <p>8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>11 議長は、評議員として議決に加わることができない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(議事録)</p> <p><b>第21条</b> 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>出席した理事全員</u>」とあるのは、「<u>議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(諮問事項)</p> <p><b>第22条</b> 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) <u>予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</u></p> <p>(2) <u>事業計画</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) <u>予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</u></p> <p>(4) <u>寄附行為の変更</u></p>	<p>任務を怠ったものと推定されることを踏まえた改正。</p> <p>※ 私立学校法第41条第9項の新設を踏まえた改正。</p> <p>※ 私立学校法第41条第10項の新設を踏まえた改正。</p> <p>※ 第19条の改正を踏まえた改正。</p> <p>※ 私立学校法第42条の改正に伴う改正。</p> <p>※ 第2号の中期計画は、都道府県知事所轄の学校法人には適用外となりますので、追加する必要はありません。</p>

改正後	改正前	改正理由
<p>(7) 合併  (8) 目的たる事業の成功の不能による解散  〔(9) 収益事業に関する重要事項〕  (10) 寄附金品の募集に関する事項  (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>(評議員会の意見具申等)</p> <p><b>第23条</b> 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。</p> <p>(評議員の選任)</p> <p><b>第24条</b> 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 ○○人</p> <p>(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者 ○○人</p> <p>(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○○人</p> <p>2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><b>第25条</b> 評議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする<u>ことができる</u>。</p> <p>2 評議員は、再任されることができる。</p> <p>(評議員の解任及び退任)</p> <p><b>第26条</b> 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき</p> <p>(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</p> <p>2 評議員は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p>(3) <u>死亡</u></p> <p><b>第5章 資産及び会計</b></p> <p>(資産)</p> <p><b>第27条</b> この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。</p> <p>(資産の区分)</p> <p><b>第28条</b> この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本</p>	<p>(5) 合併  (6) 目的たる事業の成功の不能による解散  〔(7) 収益事業に関する重要事項〕  (8) 寄附金品の募集に関する事項  (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>(任期)</p> <p><b>第25条</b> 評議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 評議員は、再任されることができる。</p> <p>(評議員の解任及び退任)</p> <p><b>第26条</b> 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき</p> <p>(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</p> <p>2 評議員は次の事由によって退任する。</p> <p>(1) 任期の満了</p> <p>(2) 辞任</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>※ 第11条第2項第3号の改正を踏まえた改正。</p>

改正後	改正前	改正理由
<p>財産に編入された財産とする。</p> <p>3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。</p> <p>4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。</p> <p>5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。</p> <p>(基本財産の処分の制限)</p> <p><b>第29条</b> 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。</p> <p>(積立金の保管)</p> <p><b>第30条</b> 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p><b>第31条</b> この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。</p> <p>(会計)</p> <p><b>第32条</b> この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。</p> <p>2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。</p> <p>(<u>予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画</u>)</p> <p><b>第33条</b> この法人の<u>予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>この法人の事業に関する中期的な計画は、〇年以上〇年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(<u>予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</u>)</p> <p><b>第34条</b> 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2</p>	<p>(<u>予算及び事業計画</u>)</p> <p><b>第33条</b> この法人の<u>予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(<u>新設</u>)</p>	<p>※ 私立学校法第45条の2の新設に伴う規定の新設。</p> <p>※ 第2項は、都道府県知事所轄の学校法人には適用外となりますので、第33条は旧規定のまま、改定する必要はありません。</p>

改正後	改正前	改正理由
<p>以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。</p> <p>(決算及び実績の報告)</p> <p><b>第35条</b> この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。</p> <p>2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。</p> <p>3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。</p> <p>(財産目録等の備付け及び閲覧)</p> <p><b>第36条</b> この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、<u>事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 この法人は、前項の書類、<u>監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。</u></p> <p>(情報の公表)</p> <p><b>第37条</b> <u>この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</u></p> <p>① <u>寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容</u></p> <p>② <u>監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容</u></p> <p>③ <u>財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容</u></p> <p>④ <u>役員に対する報酬等の支給の基準を定めるとき 当該報酬等の支給の基準</u></p> <p>(役員の報酬)</p> <p><b>第38条</b> <u>役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u></p> <p>(資産総額の変更登記)</p> <p><b>第39条</b> この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記</p>	<p>(財産目録等の備付け及び閲覧)</p> <p><b>第36条</b> この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、<u>収支計算書及び事業報告書</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 この法人は、前項の書類及び<u>第16条第3号の監査報告書</u>を各事務所に備えて置き、<u>この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(資産総額の変更登記)</p> <p><b>第37条</b> 〔略〕</p>	<p>※ 私立学校法第33条の2の新設、第47条の改正に伴う改正。</p> <p>※ 私立学校法第63条の2の新設に伴う規定の新設。</p> <p>※ 37条は、都道府県知事所轄の学校法人には適用外となります。</p> <p>※ 私立学校法第48条の新設に伴う規定の新設。</p>

改正後	改正前	改正理由
<p>しなければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p><b>第40条</b> この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。</p> <p><b>第6章 解散及び合併</b></p> <p>(解散)</p> <p><b>第41条</b> この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) 文部科学大臣の解散命令</p> <p>2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の帰属者)</p> <p><b>第42条</b> この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。</p> <p>(合併)</p> <p><b>第43条</b> この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p> <p><b>第7章 寄附行為の変更</b></p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p><b>第44条</b> この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。</p> <p><b>第8章 補則</b></p> <p>(書類及び帳簿の備付)</p> <p><b>第45条</b> この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 役員及び評議員の履歴書</p>	<p>(会計年度)</p> <p><b>第38条</b> 〔略〕</p> <p>(解散)</p> <p><b>第39条</b> この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) 文部科学大臣(都道府県知事)の解散命令</p> <p>2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の帰属者)</p> <p><b>第40条</b> この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。</p> <p>(合併)</p> <p><b>第41条</b> 〔略〕</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p><b>第42条</b> 〔略〕</p> <p>(書類及び帳簿の備付)</p> <p><b>第43条</b> この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>(1) 寄附行為</p> <p>(2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書</p>	<p>※ 文部科学大臣所轄法人において、都道府県知事が解散命令を発出することは想定されないため、文言の適正化。</p> <p>※ 「公益法人」について、公益法人認定法に定める公益社団・財団法人であることを明確化しよう文言を適正化。なお、国や地方公共団体を帰属先に含める場合には追加して規定することが必要。また、租税特別措置法第40条に基づく財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税措置を受けるためには、帰属先を公益を目的とする事業を行う法人又は国若しくは地方自治体とすることが必要(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第3号)。</p> <p>※ 第36条の改正を踏まえた改正。</p>

改正後	改正前	改正理由
<p>(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類 (3) その他必要な書類及び帳簿</p> <p>(公告の方法) <b>第46条</b> この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。</p> <p>(施行細則) <b>第47条</b> この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。</p> <p>※ この他、役員<sup>1</sup>の損害賠償責任<sup>2</sup>に関し、以下の規定を置くことが考えられる。</p> <p>(責任の免除) <b>第〇条</b> <u>役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。</u></p> <p>(責任限定契約) <b>第〇条</b> <u>理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。</u></p>	<p>(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類 (4) その他必要な書類及び帳簿</p> <p>(公告の方法) <b>第44条</b> 〔略〕</p> <p>(施行細則) <b>第45条</b> 〔略〕</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>※ 私立学校法第 44 条の 2 の新設により、同条第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第 114 条に基づく規定の新設。</p> <p>※ 私立学校法第 44 条の 2 の新設により、同条第 4 項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第 115 条に基づく規定の新設。</p>

# 役員損害賠償責任を新たな章として設ける場合の例（私学経営研究会作成）

改正案	私学法	一般社団・財団法人法
<p><b>第〇章 役員損害賠償責任</b></p> <p>(役員がこの法人に対する損害賠償責任)</p> <p>第〇条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p><u>(責任の免除)</u></p> <p>第〇条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。</p> <p><u>(責任限定契約)</u></p> <p>第〇条 第〇条第2項の規定にかかわらず、理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。</p> <p><u>(理事が自己のためにした取引に関する特則)</u></p> <p>第〇条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。</p>	<p>参考【私立学校法】</p> <p><b>第3条</b> 役員損害賠償責任</p> <p>(役員が学校法人に対する損害賠償責任)</p> <p><b>第44条の2</b> 役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 一般社団・財団法人法第112条から第116条までの規定は、第1項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>参考【一般社団・一般財団法人法】</p> <p><b>(学校法人に対する損害賠償責任の免除)</b></p> <p><b>第112条</b> 私立学校法第44条の2第1項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p><b>(理事等による免除に関する寄附行為の定め)</b></p> <p><b>第114条</b> 第112条の規定にかかわらず、学校法人(理事が2人以上ある場合に限る。)は、私立学校法第44条の2第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を寄附行為で定めることができる。</p> <p><b>※113条第1項第2号に定める責任限度額</b></p> <p>(2) 当該役員がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 理事長 6</p> <p>ロ 理事長以外の理事であって、次に掲げるもの 4</p> <p>(イ) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの</p> <p>(ロ) 当該学校法人の業務を執行した理事(イに掲げる理事を除く。)</p> <p>(ハ) 当該学校法人の職員</p> <p>ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く。)、監事 2</p> <p><b>(責任限定契約)</b></p> <p><b>第115条</b> 第112条の規定にかかわらず、学校法人は、理事(業務執行理事(理事長、理事長以外の理事であって寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの及び当該学校法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第141条第3項において同じ。))又は当該学校法人の職員でないものに限る。))又は監事(以下この条及び第301条第2項第12号において「非業務執行理事等」という。))の私立学校法第44条の2第1項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為で定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を寄附行為で定めることができる。</p> <p><b>(理事が自己のためにした取引に関する特則)</b></p> <p><b>第116条</b> 私立学校法第40条の5において準用する第84条第1項第2号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の私立学校法第44条の2第1項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができる。</p> <p>2 前3条の規定は、前項の責任については、適用しない。</p> <p><b>※第84条第1項第2号の取引</b></p> <p>(2) 理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。</p>